

天草不知火海区における
漁場計画（免許の内容等）

～不知火～

漁場計画番号 火共第1号
1 免許の内容及び漁業の種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼう（もがい）漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき（ばがい）漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじゃこ（しゃく）漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚羽瀬漁業、雑魚江羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	しらうお江張網漁業	12月1日から 翌年3月31日まで
	かに網漁業	5月1日から 10月31日まで
第3種 共同漁業	ぼら飼付漁業、雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

- (2) 漁場の位置 宇城市及び八代郡氷川町並びに八代市地先
- (3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びサを順次に結んだ線並びにシとス及び基点7とセを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ノ、ハ、ヒ、フ及びヘを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ホ、マ、ミ、ム、メ及びモを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ヤ、キ、ユ、エ、ヨ、ラ、リ、ル、レ、ロ及びワを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにA、B、C、D、E、F、G、H及びIを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
- 基点1 熊本県漁場基点火第37号（八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ）
- 基点2 熊本県漁場基点火第7号（宇城市三角町戸馳島灯台）
- 基点3 熊本県漁場基点火第5号（宇城市三角町戸馳島大崎の鼻）
- 基点4 熊本県漁場基点火第41号（上天草市大矢野町大潟塔ノ崎東端）
- 基点5 熊本県漁場基点火第2号（宇城市三角町三角港荷島灯台）
- 基点6 熊本県漁場基点火第1号（上天草市大矢野町三角灯台）
- 基点7 熊本県漁場基点火第31号（八代郡氷川大橋下から氷川右岸を堤防沿いに550メートル遡った堤防上に設置された「海面基点」と表示された標柱）
- 基点8 熊本県漁場基点火第25号（宇城市不知火町通称「二本松」）
- 基点9 熊本県漁場基点火第3号（宇城市三角町兜島山頂標柱）
- 基点10 熊本県漁場基点火第9号（宇城市三角町黒崎の鼻）
- 基点11 宇城市三角町戸馳野崎三角点
- 基点12 熊本県漁場基点火第4号（上天草市大矢野町登立本村橋北側基幹部）
- ア 基点1から宇城市三角町戸馳島北東端を見通した線がイとタを結んだ線と交わるところ
- イ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線がソから上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わるところ
- ウ ソから維和島南端を見通した線と宇城市三角町舟津と三角町大岳の境界から八代市大島南端を見通した線と交わるところ
- エ オと大島南端を結んだ線の中央点
- エオ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ2度32分・63メートルのところ
- カ 基点2と八代市弁天島山頂を見通した線から基点2を基点として右へ65度32分・181メートルのところ
- キ 基点3と宇城市三角町寺島灯標を見通した線から基点3を基点として右へ29度29分・181メートルのところ
- ク 基点4と宇城市三角町三角岳山頂を見通した線から基点4を基点として右へ63度29分・720メートルのところ
- ケ 基点5と寺島灯標を見通した線から基点5を基点として右へ106度21分・181メートルのところ
- コ 基点6から三角岳山頂を見通した線上、大瀬戸の中央点

サ 基点6から三角岳山頂を見通した線が宇城市三角町海岸堤防と交わるところ
 シ 宇城市郡松橋大御船下氷川右岸河川堤防と海岸堤防との境界
 セ 八面基点と上益城郡の宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3、400メ
 「海面基点」と上益城郡の宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3、400メ
 ソ 基点8と上益城郡の宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3、400メ
 ・636メートルの
 タ 基点1から宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3、400メ
 トルのところ
 チ 基点10と宇城市三角町戸馳島田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として
 右へ25度30分・985メートルのところ
 ツ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ16度30分・
 945メートルのところ
 テ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ23度30分・
 500メートルのところ
 ト 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ40度30分・
 540メートルのところ
 ナ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ51度の線が干
 拓堤防と交わるところ
 ニ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ21度15分・
 450メートルのところ
 ヌ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ27度4分15分
 ・170メートルのところ
 ネ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ223度の線が
 陸岸と交わるところ
 ノ 田井之浦北端
 ハ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ17度30分・
 550メートルのところ
 ヒ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ287度・23
 0メートルのところ
 フ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ295度・34
 0メートルのところ
 ヘ 基点10と田井之浦北端を見通した線から基点10を基点として右へ289度の線が
 陸岸と交わるところ
 ホ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ17度20分の線
 が陸岸と交わるところ
 マ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ18度25分・6
 40メートルのところ
 ミ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ22度10分・5
 80メートルのところ
 ム 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ39度15分・6
 08メートルのところ
 メ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ44度・683メ
 ートルのところ
 モ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ34度50分の線
 が陸岸と交わるところ
 ヤ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ303度30分の
 線が陸岸と交わるところ
 卍 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ302度30分・
 170メートルのところ
 ユ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ303度30分・
 970メートルのところ
 エ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ312度・820
 メートルのところ
 ヨ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ316度・880
 メートルのところ
 ラ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ319度・860
 メートルのところ
 リ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ318度・805
 メートルのところ
 ル 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ327度30分・
 780メートルのところ
 レ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ330度30分・
 810メートルのところ
 ロ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ340度・810
 メートルのところ
 ワ 基点11と三角岳山頂を見通した線から基点11を基点として右へ340度の線が陸

- 岸と交わるところ
- A 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ95度の線が陸岸と交わるところ
- B 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度30分・680メートルのところ
- C 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度30分・678メートルのところ
- D 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ97度45分・680メートルのところ
- E 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ96度15分・708メートルのところ
- F 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ100度30分・740メートルのところ
- G 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度30分・742メートルのところ
- H 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ101度・758メートルのところ
- I 基点12と基点6を見通した線から基点12を基点として右へ102度15分・764メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 宇城市三角町、不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市松橋町及び小川町、八代郡氷川町、八代市鏡町、千丁町、昭和同仁町、昭和明徴町及び昭和日進町
- 4 条件
- (1) 港湾区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第2号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、ひじき漁業、あかがい漁業、かき漁業、しじみ漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ばがい)漁業、まてがい漁業、あかにし漁業、たこ漁業、あなじゃこ(しゃく)漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚磯建網漁業	1月1日から 12月31日まで
	雑魚刺網漁業	11月1日から 5月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 11月30日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点2を順次に結んだ線並びに基点3とキ、基点4とク及び基点5とケを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点7、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチを順次に結んだ線並びにツとテを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、ホ、マ、ミ、ム、メ、ヤ、ヨ及び基点8を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ラ、リ、ル及びレを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ロ、ワ、A及びBを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、C、D、E、F、G、H、I及びJを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにP、K、L、M、N及びOを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤

- メ 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ172度20分・2, 025メートルのところ
- モ 基点6と三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ170度・1, 980メートルのところ
- ヤ メとモを結んだ線とユとヨを結んだ線の交わるのところ
- ユ ヨと基点8を見通した線からヨを基点として右へ224度・1, 184メートルのところ
- ヨ 基点8と八代市加賀島山頂を見通した線から基点8を基点として右へ331度・850メートルのところ
- ラ 基点9から農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ15.2メートルのところ
- リ レとラを見通した線からレを基点として右へ90度・49メートルのところ
- ル レから農林水産省所管干拓堤防外縁に沿って西南へ61メートルのところ
- ロ 農林水産省所管干拓堤防(金剛平和町外堤)1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿って東北へ61.1メートルのところ
- ワ ロと農林水産省所管干拓堤防を見通した線からロを基点として右へ270度・70メートルのところ
- A Bと農林水産省所管干拓堤防を見通した線からBを基点として右へ90度・70メートルのところ
- B 農林水産省所管干拓堤防1号樋門内側南西端から樋門外縁に沿って北西へ49メートルのところ
- C 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1, 474メートルのところ
- D Cと大島堤防角を見通した線からCを基点として右へ67度・5.7メートルのところ
- E DとCを見通した線からDを基点として右へ198度・13.2メートルのところ
- F EとDを見通した線からEを基点として右へ185度・2.2メートルのところ
- G FとEを見通した線からFを基点として右へ270度・41.9メートルのところ
- H GとFを見通した線からGを基点として右へ270度・2.2メートルのところ
- I HとGを見通した線からHを基点として右へ185度・13.2メートルのところ
- J 大島堤防角から干拓堤防外縁に沿って北東へ1, 508.6メートルのところ
- K 基点6から三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ32度30分・1, 467メートルのところ
- L Kとトを見通した線からKを基点として右へ180度・426メートルのところ
- M LとKを見通した線からLを基点として右へ270度・140メートルのところ
- N MとLを見通した線からMを基点として右へ90度・112メートルのところ
- O NとMを見通した線からNを基点として右へ270度の線が最大高潮時海岸線と交わる
- P 基点6から三角岳山頂を見通した線から基点6を基点として右へ49度20分・1, 342メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)

4 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者、漁港管理者及び河川管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、おごのり漁業、とこぶし漁業、あかにし漁業、あかがい漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで

7 5メートルのところ
 ハ 基点5と唐船岩北西端を見通した線から基点5を基点として右へ318度・240メ
 ー トルのところ
 ヒ 基点6と八代市日奈久馬越町鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ1
 度41分の線が最大高潮時海岸線と交わるところ
 フ 基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ112度45分・33
 4メートルのところ
 へ 基点6と鳩山北東端を見通した線から基点6を基点として右へ164度21分の線が
 最大高潮時海岸線と交わるところ
 ホ 葦北郡芦北町大字計石の標高264.83メートルの三角点（北緯32度18分53
 秒966、東経130度29分1秒772）から197度25分・3,095メートル
 のところ
 マ ホから162度27分20秒・796.45メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市日奈久大坪町、日奈久栄町、日奈久塩北町、日奈久塩南町、日奈久下西
 町、日奈久新開町、日奈久新田町、日奈久竹之内町、日奈久中西町、日奈久中町、日奈久浜
 町、日奈久東平成町、日奈久馬越町、日奈久山下町、日奈久新町、豊原上町、豊原
 中町、豊原下町、大福寺町、植柳上町、植柳下町、植柳新町、植柳元町、揚町、敷川内町、高
 植本町、催合町、二見下大野町、二見洲口町、二見本町、二見赤松町、二見野田崎町及び水島
 町、葦北郡芦北町及び津奈木町

4 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ（あおさ）漁業、あおりの漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、ぎんたかはま漁業、かき漁業、あさり漁業、たこ漁業、しゃこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚ます網（つぼ網）漁業、雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及び基点2を順次に結んだ線並びにカとキを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、基点3、ク、ケ、コ、サ、シ及びスを順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

基点1 熊本県漁場基点火第61号（葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端）

基点2 熊本県漁場基点火第64号（水俣市境川河口中央点）

基点3 水俣市明神崎堤防南側基部

ア 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）

イ 基点1からアを見通した線上、基点1から800メートルのところ

ウ 基点1とアを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ

エ セからウを見通した線上、セから1,790メートルのところ

オ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分・5,000メートルのところ

カ キと水俣市水俣川左岸幸橋下流側取付基部を見通した線からキを基点として右へ96度56分の線が水俣川左岸と交わるところ

キ 水俣市日当橋南端

ク 明神崎堤防南側辺上、基点3から82メートルのところ

ケ クと基点3を見通した線からクを基点として右へ90度・50メートルのところ
 コ ケとクを見通した線からケを基点として右へ270度・100メートルのところ
 サ コとケを見通した線からコを基点として右へ110度45分・460メートルのところ
 シ コからサを見通した線上、サから534メートルのところ
 ス シとサを見通した線からシを基点として右へ84度30分の線が最大高潮時海岸線と
 交わるところ
 セ 基点2と水俣市矢筈岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ171度40分
 ・3, 300メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 水俣市

4 条件

- (1) 港湾区域内及び漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 港湾法第12条第5項の規定により公示された水域施設内では、漁具を固定してする漁業を営んではならない。
- (3) 港湾管理者及び漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種 共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、あおのり漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、ふのり漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、とりがい(ちどりがい)漁業、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	たいらぎ漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種 共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種 共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼら飼付漁業	6月1日から 11月30日まで

(2) 漁場の位置 葦北郡津奈木町及び水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及び基点1を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第61号(葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端)

ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部

イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部

ウ 水俣市湯之児中島頂点

エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点

オ 基点1からカを見通した線上、基点1から800メートルのところ

カ 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)

キ 基点1とカを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡津奈木町及び水俣市

4 条件

- (1) 漁港区域内では、船舶の航行の安全を妨げる場所でみだりに漁業を営んではならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火共第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種共同漁業	あおのり漁業、おごのり漁業、あかにし漁業、さるぼろ(もがい)漁業、かき漁業、はまぐり漁業、あさり漁業、しおふき(ぼがい)漁業、あげまき漁業、まてがい漁業、たこ漁業、あなじやく(しゃく)漁業、えむし漁業	1月1日から 12月31日まで
	たいらぎ漁業、おおのがい漁業	10月1日から 翌年5月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚ます網(つぼ網)漁業、雑魚羽瀬漁業	1月1日から 12月31日まで
	かに網漁業	4月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 八代市地先

(3) 漁場の区域 次の基点1、ア、イ及び基点1を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第37号(八代市昭和同仁町昭和海岸堤防南昇降口中央から堤防に沿って南西へ181メートルのところ)

基点2 熊本県漁場基点火第25号(宇城市不知火町通称「二本松」)

ア 基点1から宇城市三角町戸馳島若宮神社を見通した線上、基点1から3,400メートルのところ

イ 基点1から戸馳島北東端を見通した線と、ウとアを結んだ線とが交わる場所

ウ 基点1と戸馳島北東端を見通した線から基点1を基点として右へ48度15分の線がエから上天草市大矢野町維和島南端を見通した線と交わる場所

エ 基点2と上益城郡甲佐岳山頂を見通した線から基点2を基点として右へ72度15分・636メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町、宇城市不知火町松合、永尾、大見、高良、長崎及び亀松、宇城市松橋町及び小川町、八代郡氷川町、八代市(旧日奈久町、旧二見村、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)

漁場計画番号 火共第7号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業の期間

漁場種類	漁場の名称	漁場の時期
第1種共同漁業	ひとえぐさ(あおさ)漁業、わかめ漁業、ひじき漁業、ほんだわら漁業、てんぐさ漁業、とこぶし漁業、さざえ漁業、かき漁業、あさり漁業、ぎんたかはま漁業、たこ漁業、うに漁業	1月1日から 12月31日まで
	あわび漁業	12月21日から 翌年10月31日まで
	なまこ漁業	10月1日から 翌年3月31日まで
第2種共同漁業	雑魚磯建網漁業、かに網漁業	1月1日から 12月31日まで
	ぼらかご漁業	6月1日から 11月30日まで
第3種共同漁業	雑魚地びき網漁業	1月1日から 12月31日まで

(2) 漁場の位置 水俣市地先

(3) 漁場の区域 次のアとイを結んだ線並びにウ、エ、オ及びカを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第61号(葦北郡津奈木町犬瀬崎北西端)

ア 水俣市湯之児観月橋南東端取付部

イ 水俣市湯之児観月橋北東端取付部

ウ 水俣市湯之児中島頂点

エ キからオを見通した線の延長線と、基点1からウを見通した線との交点

オ 基点1からカを見通した線上、基点1から800メートルのところ

カ 熊本県漁場基点火第70号(水俣市西湯之児岬突端)

キ 基点1とカを見通した線から基点1を基点として右へ72度47分・2,090メー

- トルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市

漁場計画番号 火区第1号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱)

ア 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ

イ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ331度・545メートルのところ

ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ9度45分・780メートルのところ

エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ18度・735メートルのところ

オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ11度・545メートルのところ

カ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ355度30分・495メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第21号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第2種区画漁業 くるまえび養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びオを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第119号(宇城市三角町戸馳字犬櫓北端)

基点2 熊本県漁場基点火第6号(宇城市三角町戸馳内潟防波堤突端)

ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ129度15分・55メートルのところ

イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ43度30分・35メートルのところ

ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ9度・60メートルのところ

エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ23度15分・145メートルのところ

オ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ24度45分・225メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

3 関係地区 宇城市三角町

4 条件

- 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第101号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町竹島地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第79号(葦北郡芦北町唐船岩の中央)

ア 基点1と葦北郡芦北町木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ26度42分・890メートルのところ

イ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ21度25分・556メ

- 一 トルのところ
- ウ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ340度14分・1, 2
19メートルのところ
- エ 基点1と木島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ352度34分・1, 2
79メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (3) 敷設する生け簀の面積は、7, 680平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第102号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度17分16.6秒、東経130度27分45.5秒
- イ 北緯32度17分9.4秒、東経130度27分46.9秒
- ウ 北緯32度17分11秒、東経130度27分51.8秒
- エ 北緯32度17分17.4秒、東経130度27分50.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、2, 911平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第103号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱)
- 基点2 葦北郡津奈木町大字福浜4490番地地先の防波堤西側基部
- ア 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ247度・40メートルのところ
- イ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ345度30分・350メートルのところ
- ウ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ2度・290メートルのところ
- エ 基点1と基点2を見通した線から基点1を基点として右へ48度30分・125メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡津奈木町
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、849平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第104号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯 3 2 度 1 7 分 3 3 . 1 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 6 . 1 秒
 イ 北緯 3 2 度 1 7 分 2 4 . 4 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 6 . 8 秒
 ウ 北緯 3 2 度 1 7 分 2 7 . 5 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 3 5 . 4 秒
 エ 北緯 3 2 度 1 7 分 1 9 . 0 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 3 9 . 4 秒
 オ 北緯 3 2 度 1 7 分 2 0 . 5 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 4 1 . 5 秒
 カ 北緯 3 2 度 1 7 分 2 9 . 5 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 3 9 . 4 秒
 キ 北緯 3 2 度 1 7 分 3 6 . 3 秒、東経 1 3 0 度 2 7 分 2 4 . 4 秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 葦北郡津奈木町
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、8, 5 4 8 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第 1 0 5 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 6 7 号（葦北郡津奈木町合串小島北防波堤突端）
 ア 基点 1 と葦北郡津奈木町帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 4 2 度 3 0 分・7 0 メートルのところ
 イ 基点 1 と帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 1 6 度・1 9 0 メートルのところ
 ウ 基点 1 と帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 1 9 度・4 0 0 メートルのところ
 エ 基点 1 と帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 5 0 度・3 9 5 メートルのところ
 オ 基点 1 と帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 6 5 度・1 7 0 メートルのところ
 カ 基点 1 と帆柱崎西端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 1 9 5 度 5 0 分・3 0 メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 葦北郡津奈木町
 4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、5, 8 3 9 平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第 1 0 6 号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第 1 種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町合串地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点 1 熊本県漁場基点火第 1 2 5 号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）
 ア イとウを見通した線からイを基点として右へ 2 7 0 度・2 0 0 メートルのところ
 イ 基点 1 と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 7 9 度・8 6 5 メートルのところ
 ウ 基点 1 と明神鼻北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 2 度 5 0 分・7 6 0 メートルのところ
 エ 基点 1 と明神鼻北端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 8 7 度 3 0 分・8 0 0 メートルのところ
 オ エとウを見通した線からエを基点として右へ 2 7 0 度・9 0 メートルのところ
 カ オとエを見通した線からオを基点として右へ 9 0 度・1 0 0 メートルのところ
 キ ウからエを見通した線上、ウから 1 7 5 メートルのところ
 ク アとイを見通した線からアを基点として右へ 2 7 0 度・1 2 0 メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡津奈木町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、3,400平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第107号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業（くろまぐる養殖業を除く）
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町平国地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点火第125号（葦北郡津奈木町合串漁港平国地区北側防波堤突端）
ア 基点1と葦北郡津奈木町明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ31度30分・630メートルのところ
イ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ347度・345メートルのところ
ウ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ343度20分・545メートルのところ
エ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ14度・700メートルのところ
オ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ12度・745メートルのところ
カ 基点1と明神鼻北端を見通した線から基点1を基点として右へ17度40分・805メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡津奈木町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 行使状況を毎年県に報告しなければならない。
- (4) 敷設する生け簀の面積は、9,450平方メートルを超えてはならない。

漁場計画番号 火区第201号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町郡浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点火第96号（宇城市三角町郡浦御舟瀬西端）
ア 基点1と宇城市三角町児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ13度10分・660メートルのところ
イ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ0度30分・625メートルのところ
ウ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ357度30分・920メートルのところ
エ 基点1と児島山頂を見通した線から基点1を基点として右へ6度30分・950メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町前越、中村及び郡浦

4 条件

- (1) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (2) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第202号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 のり支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町大岳地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点1 熊本県漁場基点火第14号(宇城市三角町手場底江崎南端)
 基点2 熊本県漁場基点火第96号(宇城市三角町郡浦御舟瀬西端)
 ア 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ238度10分・1, 20
 イ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ241度30分・1, 75
 ウ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ287度57分・2, 25
 エ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ298度9分・1, 877
 オ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ290度41分・1, 67
 カ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ291度41分・1, 62
 キ 基点1と基点2を見過した線から基点1を基点として右へ291度41分・1, 62

- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇城市三角町前越、中村、郡浦、里浦、手場及び大口
 4 条件 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第221号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年3月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市葭牟田町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における
 海面と内水面との境界)
 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
 ア 基点1から真方位274度8分40.1秒・1, 129.5メートルのところ
 イ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1, 113.1メートルのところ
 ウ 基点2と基点1を見過した線から基点2を基点として右へ355度45分・1, 26
 エ 基点2と基点1を見過した線から基点2を基点として右へ351度30分・1, 27
 オ 基点2と基点1を見過した線から基点2を基点として右へ351度30分・1, 27
 キ 基点2と基点1を見過した線から基点2を基点として右へ351度30分・1, 27
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧
 泉村及び旧坂本村を除く)
 4 条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを
 拒んではならない。
 (3) 養殖施設は、毎年3月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第222号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市二見洲口町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアを順次に結んだ線によって囲まれ
 た区域
 ア 北緯32度25分1.6秒、東経130度32分47.7秒
 イ 北緯32度25分1.1秒、東経130度32分46.9秒
 ウ 北緯32度24分54.6秒、東経130度32分53秒
 エ 北緯32度24分54.2秒、東経130度32分53.4秒
 オ 北緯32度24分53秒、東経130度32分55.8秒
 カ 北緯32度24分53.6秒、東経130度32分56.1秒
 キ 北緯32度24分54.8秒、東経130度32分53.7秒
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 八代市二見洲口町
 4 条件
 (1) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを
 拒んではならない。
 (2) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第231号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで

- (3) 漁場の位置 八代市蛇籠町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度30分11.5秒、東経130度35分21.3秒
 - イ 北緯32度30分10秒、東経130度35分20.5秒
 - ウ 北緯32度30分8.1秒、東経130度35分25.8秒
 - エ 北緯32度30分9.6秒、東経130度35分26.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)
- 4 条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 河川管理者又は港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第232号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 - (3) 漁場の位置 八代市鼠蔵町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
 - 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
 - ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ142度・710メートルのところ
 - イ 基点2から真方位221度49分4.5秒・718.2メートルのところ
 - ウ 基点1から真方位269度52分19.9秒・1,113.1メートルのところ
 - エ 基点1から真方位271度52分16.2秒・1,131.1メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)
- 4 条件
 - (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 - (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第233号

- 1 免許の内容たるべき事項
 - (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
 - (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
 - (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - 基点1 熊本県漁場基点火第46号(八代市植柳下町球磨川本流(旧南川)左岸における海面と内水面との漁業権の境界)
 - 基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
 - ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ
 - イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ
 - ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ21度・275メートルのところ
 - エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ2度・607メートルのところ
 - オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ3度・970メートルのところ
 - カ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ0度30分・970メートルのところ
 - キ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ358度30分・603メートルのところ
 - ク 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ13度45分・255メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 八代市(旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く)

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第234号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市水島町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ146度45分・3,100メートルのところ
イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,963メートルのところ
ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ
エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ
オ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ136度・2,300メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市（旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第235号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 あおのり浮流し養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市高植本町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点火第46号（八代市植柳下町球磨川本流（旧南川）左岸における海面と内水面との漁業権の境界）
基点2 八代市金剛橋下流側線が球磨川右岸堤防天端外側と交わるところ
ア 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ127度・840メートルのところ
イ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ123度45分・850メートルのところ
ウ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ49度45分・190メートルのところ
エ 基点2と基点1を見通した線から基点2を基点として右へ48度・150メートルのところ

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市（旧昭和村、旧日奈久町、旧二見村、旧鏡町及び旧千丁町、旧東陽村、旧泉村及び旧坂本村を除く）

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 河川管理者又は漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
- (3) 養殖施設は、毎年5月31日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第241号

1 免許

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 こんぶ・わかめ養殖業
- (2) 漁業の時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
基点1 熊本県漁場基点火第70号（水俣市西湯之児岬突端）

- ア 基点1から真方位237度50分21秒・83.5メートルのところ
 イ 基点1から真方位247度24分7.7秒・130.5メートルのところ
 ウ 基点1から真方位201度0分13.6秒・266.5メートルのところ
 エ 基点1から真方位191度0分7.8秒・247メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第251号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 わかめ養殖業
 (2) 漁業の時期 11月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町三角浦地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点火第1号(宇城市三角町本村防波堤突端)
 ア 基点1と宇城市三角町中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ31度20分・540メートルのところ
 イ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ35度2分・446メートルのところ
 ウ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ28度49分・431メートルのところ
 エ 基点1と中神島送電線鉄塔を見通した線から基点1を基点として右へ26度・528メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
 4 条件
 (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 (2) 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。
 (3) 養殖施設は、毎年4月30日までに撤去しなければならない。

漁場計画番号 火区第261号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度11分56.5秒、東経130度22分5.8秒
 イ 北緯32度11分53.7秒、東経130度22分4.6秒
 ウ 北緯32度11分53.6秒、東経130度22分5.5秒
 エ 北緯32度11分56.0秒、東経130度22分6.5秒
 オ 北緯32度11分57.6秒、東経130度22分9.7秒
 カ 北緯32度11分58.3秒、東経130度22分9.3秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市明神町
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第262号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
 (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分2.2秒
 イ 北緯32度11分49.6秒、東経130度22分2.8秒
 ウ 北緯32度11分50.3秒、東経130度22分3.6秒
 エ 北緯32度11分50.8秒、東経130度22分3.1秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市明神町
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第263号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業

- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分56秒
- イ 北緯32度11分46.4秒、東経130度21分56.8秒
- ウ 北緯32度11分47.1秒、東経130度21分57.7秒
- エ 北緯32度11分47.6秒、東経130度21分57.0秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 水俣市明神町
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第264号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度11分42.8秒、東経130度21分52.6秒
- イ 北緯32度11分42.3秒、東経130度21分53.1秒
- ウ 北緯32度11分42.9秒、東経130度21分54.0秒
- エ 北緯32度11分43.4秒、東経130度21分53.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 水俣市明神町
- 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第265号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひとえぐさ支柱式養殖業
- (2) 漁業の時期 9月1日から翌年4月30日まで
- (3) 漁場の位置 水俣市明神町地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯32度11分45.7秒、東経130度21分44.5秒
- イ 北緯32度11分44.9秒、東経130度21分43.9秒
- ウ 北緯32度11分43.1秒、東経130度21分47.6秒
- エ 北緯32度11分43.8秒、東経130度21分47.9秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 水俣市明神町

漁場計画番号 火区第301号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 真珠貝垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町大矢地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
- 基点1 熊本県漁場基点火第102号(葦北郡津奈木町大字福浜4433番地の地先海上防犯灯柱)
- ア イからオを見通した線上、イから45メートルのところ
- イ 基点1と葦北郡芦北町女島大星エビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ330度30分・590メートルのところ
- ウ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ0度45分・730メートルのところ
- エ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ4度・710メートルのところ
- オ 基点1とエビス鼻西端を見通した線から基点1を基点として右へ334度・370メートルのところ
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第311号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 ひおうぎ垂下式養殖業

- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 水俣市西湯之児地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 基点1 熊本県漁場基点第70号(水俣市西湯之児岬突端)
 ア 基点1から真方位289度18分3.9秒・31.4メートルのところ
 イ 基点1から真方位291度46分56.1秒・71.3メートルのところ
 ウ 基点1から真方位193度51分32.3秒・177.3メートルのところ
 エ 基点1から真方位181度47分1.3秒・188.3メートルのところ
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第321号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度35分54秒、東経130度28分49秒
 イ 北緯32度35分53.2秒、東経130度28分49.1秒
 ウ 北緯32度35分53.3秒、東経130度28分54.1秒
 エ 北緯32度35分54.1秒、東経130度28分54.0秒
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 宇城市三角町
 4 条件 港湾管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第322号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度35分7.1秒、東経130度34分42.7秒
 イ 北緯32度35分7.2秒、東経130度34分41.3秒
 ウ 北緯32度35分6.1秒、東経130度34分39.9秒
 エ 北緯32度35分5.0秒、東経130度34分41.3秒
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 八代市鏡町
 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第323号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき支柱式養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 水俣市袋地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度10分52.4秒、東経130度22分22.2秒
 イ 北緯32度10分51.8秒、東経130度22分22.0秒
 ウ 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分22.3秒
 エ 北緯32度10分52.3秒、東経130度22分22.6秒
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
 3 関係地区 水俣市袋
 4 条件 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第331号

- 1 免許の内容たるべき事項
 (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
 (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯32度35分41.6秒、東経130度28分38.2秒
 イ 北緯32度35分37.4秒、東経130度28分41.9秒
 ウ 北緯32度35分40.5秒、東経130度28分46.9秒
 エ 北緯32度35分44.7秒、東経130度28分43.1秒
 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第332号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 宇城市三角町戸馳地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度35分13.5秒、東経130度30分20.0秒
イ 北緯32度35分4.7秒、東経130度30分31.3秒
ウ 北緯32度35分19.1秒、東経130度30分46.9秒
エ 北緯32度35分27.8秒、東経130度30分35.6秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 宇城市三角町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第333号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 八代市鏡町北新地地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度34分46.1秒、東経130度33分30.1秒
イ 北緯32度34分39.9秒、東経130度33分39.9秒
ウ 北緯32度35分4.9秒、東経130度34分1.9秒
エ 北緯32度35分11.1秒、東経130度33分52.0秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 八代市鏡町

4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第334号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡芦北町女島地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度17分17.3秒、東経130度27分50.7秒
イ 北緯32度17分11.4秒、東経130度27分52.9秒
ウ 北緯32度17分11.0秒、東経130度27分57.5秒
エ 北緯32度17分18.4秒、東経130度27分54.7秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡芦北町女島及び計石

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第335号

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
- (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
- (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町福浦地先
- (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
ア 北緯32度17分5.9秒、東経130度27分44.2秒
イ 北緯32度17分3.0秒、東経130度27分45.9秒
ウ 北緯32度17分3.7秒、東経130度27分47.6秒
エ 北緯32度17分6.6秒、東経130度27分45.9秒

2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

3 関係地区 葦北郡津奈木町福浦

4 条件

- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
- (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第336号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度14分30.7秒、東経130度25分45.8秒
 - イ 北緯32度14分27.9秒、東経130度25分47.7秒
 - ウ 北緯32度14分28.7秒、東経130度25分49.4秒
 - エ 北緯32度14分31.5秒、東経130度25分47.4秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡津奈木町大泊
- 4 条件 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。

漁場計画番号 火区第337号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 葦北郡津奈木町大泊地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度14分26.7秒、東経130度25分53.4秒
 - イ 北緯32度14分25.2秒、東経130度25分54.3秒
 - ウ 北緯32度14分25.9秒、東経130度25分56.0秒
 - エ 北緯32度14分27.4秒、東経130度25分55.2秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 葦北郡津奈木町大泊
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第338号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 水俣市袋地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度10分51.7秒、東経130度22分23.1秒
 - イ 北緯32度10分49.7秒、東経130度22分25.0秒
 - ウ 北緯32度10分52.7秒、東経130度22分29.5秒
 - エ 北緯32度10分54.7秒、東経130度22分27.6秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 水俣市袋
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

漁場計画番号 火区第339号

- 1 免許の内容たるべき事項
- (1) 漁業種類及び漁業の名称 第1種区画漁業 かき垂下式養殖業
 - (2) 漁業の時期 1月1日から12月31日まで
 - (3) 漁場の位置 水俣市袋地先
 - (4) 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアを順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯32度10分54.5秒、東経130度22分33.7秒
 - イ 北緯32度10分51.4秒、東経130度22分32.3秒
 - ウ 北緯32度10分50.9秒、東経130度22分34.1秒
 - エ 北緯32度10分53.9秒、東経130度22分35.5秒
- 2 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 3 関係地区 水俣市袋
- 4 条件
- (1) 漁場区域の外縁に昼夜間視認できる標識を設置しなければならない。
 - (2) 漁港管理者が行う事業の施行に対しては、正当な理由がなければこれを拒んではならない。